# 安全データシート(SDS)

作成日: 平成28年5月30日

### 1. 化学品及び会社情報

製品名特殊鋼鋼材[Pb添加除く]会社名株式会社堀田ハガネ

住 所 大阪府堺市西区築港新町3丁19-2

担当部門 総務グループ

連 絡 先 電話: 072-244-0011 FAX: 072-244-0330

## 2. 危険有害性の情報

### ◇GHS 分類:

<健康に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報		
眼に対する重篤な損傷性	区分 2B	眼への刺激性 (H320)		
又は眼刺激性	E.77 2D	MX		
呼吸器感作性	区分 1	吸入するとアレルギー,喘息又は呼吸困難を起こすおそれ(H334)		
皮膚感作性	区分 1	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ(H317)		
生殖細胞変異原性	区分 2	遺伝性疾患のおそれの疑い(H341)		
発がん性	区分 2	発がんのおそれの疑い(H351)		
生殖毒性	区分 2	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ(H360)		
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1	呼吸器,腎臓の障害(H370)		
	区分 2	(全身毒性)臓器の障害のおそれ(H371)		
	区分 3	(気道刺激性)気道への刺激のおそれ(H335)		
特定標的臓器毒性	区分 1	長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害(H372)		
(反復ばく露)	区分 2	長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、肺の障害のおそれ(H373)		

### <環境に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
水生環境有害性(慢性)	区分 4	長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ(H413)

### 絵表示又はシンボル





注意喚起語

危険

注意書き

# <安全対策>

- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙しないこと。
- ・屋外又は換気のよい場所でのみ使用すること。
- ・汚染された作業着は作業場から出さないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋を着用すること。
- ・換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

## <応急処置>

・皮膚に付着した場合、多量の水と石けんで洗うこと。

- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けこと。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断/手当を受けること。
- ・気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ・皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
- ・眼の刺激が続く場合、医師の診断/手当を受けること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・漏出物を回収すること

### <貯蔵>

・施錠し、適切に保管すること

### <廃棄>

・内容物/容器を、国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

# 3. 組成、成分情報

◇化学物質/混合物の区分: 混合物(鉄を主成分とした合金鋼)

◇主な成分:

成分	濃度 [%]	CAS 番号	化管法*1 政令番号	安衛法*2 政令番号
ケイ素[Si]	3.0以下	7440-21-3	-	-
マンガン[Mn]	3.0以下	7439-96-5	1種412	550
ニッケル[Ni]	8.0以下	7440-02-0	1種308	418
クロム[Cr]	13.0以下	7440-47-3	1種87	142
モリブデン[Mo]	5.5以下	7439-98-7	1種453	603
銅[Cu]	5.0以下	7440-50-8	-	379
ニオブ[Nb]	1.0以下	7440-03-1	-	-
チタン[Ti]	1.0以下	7440-32-6	-	-
アルミニウム[A1]	1.2以下	7429-90-5	-	-
タングステン[W]	1.0以下	7440-33-7	-	337
コバルト[Co]	1.0以下	7440-48-4	1種132	172
リン[P]	0.1以下	7723-14-0	-	322
硫黄[S]	0.2以下	7704-34-9		
バナジウム[V]	1.2以下	7440-62-2		
鉄[Fe]	残量	7439-89-6	-	-

- 注 1) 成分の含有量は、上表の範囲において、規格の種類で異なる。
- 注 2) 上記の主要成分の他に、炭素[C]、窒素[N]等の微量元素を含む。
  - \*1 化学物質排出把握管理促進法
  - \*2 労働安全衛生法

### 4. 応急措置

鋼材の加工等により発した粉塵/ヒュームを吸入した場合や飲み込んだ場合、また、粉塵/ヒュームが皮膚に付着した場合は、下記に示す応急処置の後、必要に応じて医師の診断又は手当てを受けること。

◇吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

◇皮膚に付着した場合:速やかに多量の水と石鹸で洗う。

◇眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に

外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。

◇飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。

◇その他 :鋼材切断端面及び切削屑等で皮膚を傷つけた場合は、傷口の清潔を保つ。

アーク等により火傷した場合は、患部を冷やし、必要に応じて医師の診断

を受ける

### 5. 火災時の措置

鋼材は不燃性(固体)の状態であり、周辺の火災時にも消化器・水による消火を行っても問題ない。 ただし、微粉や粉じんは、燃焼性、爆発性を有する可能性があり、水をかけると、燃焼の助長や爆発の 可能性がある。

そのため、窒息効果のある消火剤(金属火災用消火器、乾燥砂など)を使用すること。

#### 6. 漏出時の措置

鋼材は固体であり、一般的な環境下では漏出することはないが、鋼材の加工等により発生した粉塵/ヒュームは 下記に示す措置を実施すること。

◇人体に対する注意事項 : 適切な保護具を使用して、粉塵/ヒュームの吸入や眼への侵入を防ぐこと。

◇保護具及び緊急時措置 : 箇条 8 (ばく露防止及び保護措置)の保護具を参照のこと。 ◇環境に対する注意事項 : 切断・研磨等の加工で発生した粉塵等は、速やかに回収する。

◇封じ込め及び浄化の方法及び機材 :鋼材の加工等により発生した粉塵類は、適切な方法で回収した後、漏

出を防止すること。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

<技術的対策>

- ・製品を溶接、溶断又は研磨等の加工を行い粉塵/ヒューム等を発生する場合は、適切な保護具を着用する
- ・粉塵/ヒューム等が発生する場合は、必要な局所排気/全体換気を行うこと。

#### <安全取扱注意事項>

・重量物の為、転倒、荷崩れ、落下に注意する。

鋼材の切断端面及び切削屑等は、「バリ」「カエリ」などにより皮膚を傷つける場合がある。

溶接、溶断等にともなうアークは火傷を起こす場合がある。

結束及び梱包フープ(バンド)の切断時に、フープの跳ね返りやフープ先端に注意を要する。特にコイル製品の場合には、コイルの先端が跳ね上がる可能性があるため安全に充分な留意を要する。

### <安全な保管条件>

- ・水漏れ、酸、アルカリもしくはそれらを含んだ物質との接触を避けること。
- ・高温多湿の環境を避ける。必要であれば、雨水浸透防止、錆防止のためのシート、カバー、梱包等を行うこと。

#### 8. ばく露防止及び保護措置

一般の環境下では個体であり、ばく露防止や保護装置に関する有用な情報はない。 ただし、溶接や溶断あるいは切断や研磨等の加工の実施により、粉じんやヒュームなどが発生する場合、 換気対策を実施するなどして適切な作業環境を確保すると同時に、適切な呼吸用保護具、保護手袋、 保護眼鏡、保護衣、安全靴などの保護具を着用すること。

### 9. 物理的及び化学的性質

外 観 特殊鋼鋼材(個体)

臭 い 金属臭
融 点 1370℃以上
比重 (相対密度) 7 ~ 9 g/cm²
溶 解 性 水に不溶

### 10. 安定性及び反応性

安定性 一般環境下では安定している。

危険有害な分解生成物 溶断、溶接などの加工時に発生するヒューム中に金属化合物が含まれる可能

性がある。

混合危険物質酸液など。

危険有害な分解生成物 溶断、溶接などの加工時に発生するヒューム中に金属化合物が含まれる可能

性がある。

#### 11. 有害性情報

前記「2.有害性の要約」を参照のこと。

## 12. 環境影響情報

前記「2.有害性の要約」を参照のこと。

## 13. 廃棄上の注意

◇残余廃棄物:

産業廃棄物に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切 な 方法で処分すること。

◇汚染容器及び包装: 容器及び包装に汚染物質が付着している場合、残余廃棄物と同様に、産業廃棄物に関する法律、都道府県 または市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切な方法で処分すること。

# 14. 輸送上の注意

運搬時には、落下や転倒、荷崩れ等に注意すること。

#### 15. 適用法令

- ◇労働安全衛生法 第57条の2第1項(通知対象物)
- ◇化学物質排出把握管理促進法 第一種指定化学物質

### 16. その他の情報

◇参考資料等

- ・GHS 対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針 (2012 年 6 月 一般社団法人 日本化学工業協会)
- ・GHS 対応一化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度 (2012 年 10月 経済産業省、厚生労働省)
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE) ホームページ
- ・混合物分類判定システム(経済産業省)
- ・職場の安全サイト(厚生労働省)

本データシートは、日本工業規格 Z7253:2012「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(以下「JIS」という) に準じて作成されており、用語の定義は、JIS に従っています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で弊社の有する情報を取扱事業者にご提供するものです。取扱業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実体に応じた適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保証するものではなく、本データシートに記載されていない 弊社が知見を有さない危険性がある可能性があります。